

こういう基準になつてゐるものですから、認可保育所にならない保育施設について、どうもそこの基準に満たないものについて補助をする、これがなかなか、ダブルスタンダードになるのですから、非常に悩ましい点なんですね。

ただ、そうはいつても、実は、東京都あるいは岡山市、横浜市、自治体が自治体の判断で一定のレベル、例えば、東京都には認証保育所制度といふものを設けて、十三時間保育してくださいよ、

こういう条件をつけて認証保育所で認可外保育所に補助をする、こういう自治体での先進的な、指導的な取り組みもありますから、私は、ここは国と自治体の役割分担で対応していただきたい、こんな思いであります。

それから、指導監督で閉鎖命令が一件しかやつていなかじやないかと。これは、実はそのとおりなんですね。営業停止、つまり施設閉鎖命令といふのは、やめろ、こうしたことですから、実はこまごま置なんだろうと思うんですよ、実際やつてあるところにやめると言うわけですから、閉鎖命令ですから。で、現状、適用されたのは一件だつたと。

ですから、今回の法改正で、認可外施設の届け出制それから情報提供というものと同時に指導監督をやり、より機動的にやるための指導監督の措置として、勧告に従わない者の公表。要是、事業停止、閉鎖命令の前段の行政上の措置として、改善勧告、公表という仕組みを入れる。これで機動的に、彈力的に指導監督の強化を図っていくといふことを今回の措置に入れましたので、このところの指導監督は、届け出で十分内容も把握できますし、それから、施設の閉鎖命令、改善命令といふ最後の措置に至るまでの前段の措置ができましたから、私は、ここはこの対応ぶりでこれから期待していただきたい、こう思います。

それから、保育士の問題は田村委員が専門ですから、田村委員の方から答えていただきます。

○田村委員 基本的に、松島委員から二問御質問

をいただいたといふに認識いたしております。

平素より松島委員は、保育士が登録制度でなかつたことに嘆然とする、そういう思いを言われておられると思うんですねけれども、昭和二十四年には政令で規定されております任用資格でございまして、あくまでもその身分といいますか、不安定な状況であります。

そういう中において、今も委員御指摘のとおり、神奈川県、スマイルマムであるような児童虐待、死傷事件が起る。あのときに、保育士を詐称しておりますと、それで子供さん方をお集めになられた。保育士といふものは一体何なのかといふことが問われたんだと思うんです。

そこで今回、その名称を独占しよう、つまり、名前自体を勝手に名乗れないような形にしようと

いうのを盛り込んでおりまして、あくまでも業務独占ではございませんけれども、勝手に名称を名乗つたりとか、また、紛らわしい名前を使った場合、これはだめだということにいたしまして、サービスを受ける方々の判断基準になるようになります。また同時に、保育士の皆様方の質の向上ということも大変重要でございます。中にはいろいろなニーズが高いまつてきておりますので、地域社会におきましては、その地域社会の中での保育といふものに対しての相談でありますとか支援といふものに対しても、保育士の業務として追加をいたしましたというふうなことでございます。

それから、もう一点でありますけれども、もう一度聞しましては、確かにおっしゃられますところの指導監督は、届け出で十分内容も把握できますし、それから、施設の閉鎖命令、改善命令といふことを今回の措置に入れましたので、このところの指導監督は、届け出で十分内容も把握できますし、それから、保育士が専門ですから、こういう方々は試験を受けていないから、これはちょっといろいろな問題があるんじやないかといふ話でありますけれども、基本的に、試験が通つただけでそれまたいいという議論でもございませんでして、試験の方は試験の方で、試験の内容の中に例えば実地試験等々入れまして、歌

を歌つたりとか子供さんとどう接していくか、こいう内容も入れておるわけなんです。

一方、養成施設の方では本当に幅広い、少し言

ういう内容でありますとか、両立を進めるための環境づくりとして、待機児童

解消三カ年計画の策定、そして無認可保育所への支援、ファミリーサポートセンターの拡充、駅前

保育や一時保育、そして放課後児童クラブの充実などの多様化の推進、さらに、父親の育児休業取

得の推進、看護特別休暇制度の創設などを提言さ

せていただいておりました。

そこで、まず、厚生労働省として、この奥深の

課題である少子化問題に今後どのように取り組んでいかれるのか、子育てと仕事の両立を進めるための環境づくりも含めて、大臣の見解をお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○坂口国務大臣 少子化対策は、今御指摘をいた

だきますように、これから重要な日本の政策の柱

になるというふうに考えております。

いずれにいたしましても、お母さんが働いて

いただきますときに、その子育てと雇用とが両立

できる社会をやはりつくらなければなりません。

そうした意味で、今回のこの法律案も一つの大きな前進ではないかというふうに考えているわけ

でございます。

しかし、これだけで済むかと言えば、そういう

わけではないかだらうというふうに思つております。

あらゆる政策の中に、いわゆる少子化の

ための対策あるいは子育てのための対策といふものをやはりとちりばめていかなければならぬ

いといふふうに思つております。年金の問題にし

る、医療制度の問題にしろ、さまざまなもので

ないだらうというふうに思つておる次第でござります。

党としてのいろいろの御提言のあることも承知

をいたしておりますが、そうしたことも踏まえま

して、そして、これから世の若いお母さん方にお

こたえのできるような施策を、ひとつこれからも

精力的に取り上げていきたいと考えておるところ

○鈴木委員長 次に、江田康幸君。

○江田委員 公明党の江田康幸でございます。

本日は、育児・介護休業法と児童福祉法の改正の一括審議でございますが、児童福祉法の方では提案者になっておりますので、育児・介護休業法について政府の御見解を質問したいと思つております。

○鈴木委員長 終わります。

○鈴木委員長 次に、江田康幸君。

○江田委員 公明党の江田康幸でございます。

本日は、育児・介護休業法と児童福祉法の改正の一括審議でございますが、児童福祉法の方では提案者になっておりますので、育児・介護休業法について政府の御見解を質問したいと思つております。

我が国の合計特殊出生率、これは、平成十二年には一・三五と前年よりもやや上回ったものの、人口を維持するのに必要な水準である二・〇八を大幅に下回っております。こうした少子化は、労働力人口の減少や高齢者比率の上昇などにより、経済成長のマイナス効果や地域社会の活性の低下など、将来の我が国社会経済に広く深刻な影響を与えかねないものでございます。

我が党は、この少子化問題に対しまして、本年三月には、健やかな子育てや仕事との両立を進める子育て支援二十一を、また、本年五月には、健やかな出産と生育を支援する小児医療、母子医療、生殖医療に関する十四の提言を、また、働く女性、働きたい女性を応援する働く女性支援二十

でございます。

○江田委員 ありがとうございます。

さて、子育てをしながら働き続ける労働者が、子供が病気になつたりけがをしてしまうときに休みやすくなるため、もつて子育ての負担を軽減するという目的を有する看護休暇制度につきましては、非常に必要性が高く、このため、法律上、努力義務という形ではありますが、盛り込まれたものと認識しております。

先週の審議並びに本日の朝の参考人質疑でも、公明党が子の看護休暇制度の創設を提言して尽力してきましたにもかかわらず、今回の改正では努力義務であり、請求権化までいつていませんことが二、三質問に取り上げられておりました。そもそも、公明党の提言といふものは、努力義務化の後に請求権化をしていくという内容のものでございました。それが現実的であるうと思つております。したがつて、今回のこの改正が、将来の請求権化を視野に入れた当面の措置としての努力義務化であり、我が党の提言も入った大きな前進と評価している次第でございます。

そこで、当面は努力義務としましても、早急に制度の導入が進むように政府としても尽力を尽くすべきかと思いますが、政府として今後どのように取り組んでいかれるのか、大臣の見解をお願いいたしたいと思います。

○坂口国務大臣 この問題は、委員の御指摘のとおりでございまして、一度にこれは最後まで行くことができるいいわけですが、やはり手順を踏んで、そして社会全体がこのことをよく理解していただいた上で一步一歩前進をさせていくということにしなければならないというふうに思つておる次第でございます。

子供の看護休暇制度の普及につきましては、平成十四年度の概算要求におきまして、子の看護

休暇制度を設けた事業主に対する看護休暇制度導入奨励金制度、これを設けまして、仮称でございまますけれども、取り入れているところでございますし、今回のこの改正法案を成立しました暁に

は、事業主に対しまして子供の看護休暇制度の導入に向けた啓発・指導を積極的に展開していくといったふうに思つています。こうした助成措置も活用しながら看護休暇制度の普及を進めてまいりまして、そして、その暁において所期的目的を達成できるようにしていきたいと思っております。

○江田委員 ありがとうございます。

さて、次の質問に参らせていただきますが、勤務時間短縮等の措置についてでございます。

この措置の対象となる子の年齢につきましては、今回の改正では一歳未満から三歳未満に引き上げられたわけで、これもやはり従来と違つて大きな前進と考えておりますが、やはり将来的には小学校の就学前まで必要であるのではないか、そのように考えております。これに向けました政府の取り組みにつきまして伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○岩田政府参考人 育児休業から復帰した後、働き続ける上で、子育てのための時間をいかに確保するかというのが大変重要な課題でございます。

そのために、短時間勤務、フレックスタイムなどの措置が小学校の就学前までの子供を対象として実施されるということは望ましい姿であるというふうに思つております。平成十四年度の概算要求におきましては、そうした措置を普及するための助成金を要求しているところでございます。

今後は、この助成金の活用も図りながら、小学校就学前までの勤務短縮の措置等が広く企業の間に普及しますように、必要な啓発や指導を進めてまいりたいと思います。

○江田委員 次に、子の看護休暇制度の創設、さら

そこで、この委員会でも混同してといいますか、一括してよく審議されていると思うんです

が、企業にはやはり大企業と中小企業という経営状態の異なるそういう企業がございまして、問題

が、この厳しい経済状況の中で日々経営に苦労している中小企業が、この改正に基づく新たな負担にたえられるのかどうかという点がございま

す。

この点につきまして、先ほどの参考人質疑でも、その答弁におきまして、今回の改正点というものは中小企業としてはぎりぎりの線であるというふうに思つておつしやられました。私も、やはり大企業は受け入れ可能だけれども、中小企業はさぞどうなのか、この点について、中小企業が今回の改正に対して、雇用管理制度において十分に対応できるように行政としても十分な配慮をしていた

べきだ必要があるかと存じますが、厚生労働省の具體的な取り組みにつきまして、その見解をお聞き

したいと思います。よろしくお願ひします。

○南野副大臣 先生の御心配はもつともあるう

かなというふうに思つております。厳しい経営環境の中では、日々御苦労いただいております中小

企業の事業主の方に対しても、今回の改正においては雇用の管理面でなお一層の御負担をいたさない

のではないか、そのようなお願いをするのは事実であるうかというふうに思つております。

しかしながら、今回の法律改正といいますの

重要であり、かつ、複雑の課題であろうかといふふうに思つております。少子化に対応していくこと

いう側面もございますが、将来的にはやはり、こ

れは全体的に見てみますと、中小企業の事業主の

ふうに思つております。

○江田委員 副大臣、丁寧な御答弁どうもありがとうございます。

私も、今おつしやられましたように、種々の助成金、看護休暇制度並びに育児休暇をとつていく企業に対する助成金、そういう奨励金等が非常に

中小企業にとつては大事かと思います。そういう環境づくりを進めていくことで初めてこの改正が実効力あるものになるかと思いますので、どうぞ、手厚い配慮を中小企業にしていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

子育てと仕事の両立を支援していくためにも、

が実効力あるものになるかと思いますので、どう

うに思つております。

少子化に対応していくこと

いう側面もございますが、将来的にはやはり、こ

れは全体的に見てみますと、中小企業の事業主の

ふうに思つております。

なお、厚生労働省いたしましては、改正内容

いかな、そのように受け取らせていただいてお

うに沿いまして各種の措置が円滑に実施されますよ

うにとするために、平成十四年度の概算要求で、

もう先生御案内とのおり、看護休暇制度の導入を促進するための助成金、さらに勤務時間の短縮などの措置を小学校就学前まで延ばしていくということを、これを奨励する助成金の創設を要求しておられます。

それに加えて、先ほども厚生労働大臣がおつしいましたように、環境づくりというのがもう一つには非常に重要な点がございまして、やはり保育所の多様化の推進とか、そうしたり、ファミリー

サポートセンターの拡充とか無認可保育所への支

いるところでございます。

これを申し上げるならば、さつき先生が御心配

の中小企業と大企業というところがございます

が、育児の両立支援奨励金または看護休暇の導入

奨励金、これらの奨励金につきましては、中小企

業に厚く、それから大企業に薄くとは言いません

が、差がついているところでござります。

法案が成立しました暁には、中小零細企業におきましても、各種措置の円滑な導入が図られます

よう、こうした措置の活性化を図るとともに、制

度の内容に関する説明会または好事例に関する情

報提供、そういうものを通しながら、効果的な周知啓発または指導を積極的にしてまいりたい

と思つております。ぜひ先生のお力をおりたい

と思つておりますので、よろしくお願ひいたします。

○江田委員 副大臣、丁寧な御答弁どうもありがとうございます。

私も、今おつしやられましたように、種々の助

成金、看護休暇制度並びに育児休暇をとつていく

企業に対する助成金、そういう奨励金等が非常に

中小企業にとつては大事かと思います。そういう

環境づくりを進めていくことで初めてこの改正

が実効力あるものになるかと思いますので、どう

うに思つております。

少子化に対応していくこと

いう側面もございますが、将来的にはやはり、こ

れは全体的に見てみますと、中小企業の事業主の

ふうに思つております。

なお、厚生労働省いたしましては、改正内容

いかな、そのように受け取らせていただいてお

うに沿いまして各種の措置が円滑に実施されますよ

うにとするために、平成十四年度の概算要求で、

援、こういうものも含めて、やはり仕事と子育てが両立できるような環境を整えることがもう一つには非常に重要なことであるかと思いますので、どうぞその環境づくりもあわせてよろしくお願ひ申し上げまして、少々早いのでございますが、私の質問を終了させていただきます。

○鈴木委員長 次に、石毛錦子君。

○石毛委員 民主党的石毛錦子でございます。久しぶりに厚生労働委員会で質問をさせていただきますことを、大変ありがたく、うれしく思っております。

委員長、私が厚生委員会の委員をさせていただいておりました当時は、さんと呼んでいただいておりましたのですけれども、今は君に統一でござりますか。ぜひ、さんに戻していただけましたらありがとうございます。されども、時間もございませんので、早速質問に入らせていただきたいと思いま

本委員会で、育児休業、介護休業法案に關しまして、仕事と家庭を男性も女性も両立していくけるようにということで審議がなされておりますが、同時に、その両立を図つていく場合に、保育所の役割も大変重要であるということは論をまたないところでござりますし、また、子供自身の成長を社会の総意として社会の責任として、保育を充実していくことも大変大事なことであると思ひます。

民主党では、さきの通常国会に児童福祉法の一部改正案を提出させていたのですが、今臨時国会では、衆法として児童福祉法改正案提出に至りました。きょうは、その衆法としての児童福祉法改正案につきまして、何点か確認の意味で質問をさせていただきたいと思います。

率直に申しまして、質問に入らせていただきまし前に、私は、民主党提出の法案に關しましてかなり大部な量の内容が付加されて衆法が提案されましたことに驚きを持つておりますけれども、前まことに驚きを持つおりますけれども、前まに

でござりますけれども、衆法十八条の九に関連いたしまして、保育士の試験に關して、都道府県知事は指定試験機関を置くことができるといいます。しかし、行わせることができる、こういう規定が入っております。

保育士を名稱独占にするということ、あるいは保育士の守秘義務、これは大事な点だと思いますけれども、保育士の資格取得については、これままでおり、都道府県の試験とそれから養成校の卒業での必要な単位を履修しての資格取得という、この資格取得の方法には変わりがないわけでござりますが、今回、新たに指定試験機関という法規定がなされたことについて、その理由、あるいはどういう中身のものを考えておられるかといふことを、まず御説明いただきたいと思います。

○田村議員 石毛委員のいただきました御質問でござりますけれども、まず第一点、どのような理由で今回指定試験機関を置くようになられたかといふことであると思うのですが、御承知のとおり、保育士の試験は都道府県知事が今自治事務という形で実施をいたしております。その中におきまして、都道府県が、試験の例えは問題の作成でありますとか、また採点というような部分で、大変な今事務負担が大きくなっている、そこで、何とかこれを外部に委託することができないかという要望が大変大きくなってきております。

そういうことを踏まえまして、今回、事務の効率化の観点という意味から、各都道府県が指定試験機関を置くことができるというふうに盛り込まれて、それを外部に委託することができないかという要望が大変大きくなっていますけれども、該当する県は、都道府県は出てくるというふうに想定をされた法律等々検討して、該当する、もし知事に意思があればということですけれども、該当する県は、ぐらの採点しているなんてざらにあるというふうに私は思うところもあるのですが、そういう事務量等々検討して、該当する、もし知事に意思があればということですけれども、該当する県は、千人にも満たない。大学の先生だったら千人ぐらの採点しているなんてざらにあるというふうに私は思うところもあるのですが、そういう事務量等々検討して、該当する、もし知事に意思があればということですけれども、該当する県は、千人にも満たない。大学の先生だったら千人ぐらの採点しているなんてざらにあるというふうに私は思うところもあるのですが、そういう事務量等々検討して、該当する、もし知事に意思があればということですけれども、該当する県は、千人にも満たない。大学の先生だったら千人ぐらの採点しているなんてざらにあるというふうに私は思うところもあるのですが、そういう事務量等々検討して、該当する、もし知事に意思があればということですけれども、該当する県は、千人にも満たない。大学の先生だったら千人ぐらの採点しているなんてざらにあるというふうに私は思うところもあるのですが、そういう事務量等々検討して、該当する、もし知事に意思があれば

代表者でありますとか役員でありますとか、また試験委員等々、その他の職員で構成されることになるというふうに思います。

なお、守秘義務ということを、やはりこの指定試験機関の方々にも課した方がいいであろうといふことで、今回盛り込まさせていただいておりまして、罰則は一年以下の懲役もしくは三十万円以下で、罰金というふうに一応書かせていただきております。

○石毛委員 できる規定ですから、全都道府県がこの試験機関を設置するとは限りません。

先ほどの御質問でも一年間三万人ぐらいの受験生がなされたことについて、その理由、あるいは

手当でをするかという問題なんですが、これは基本的に、現在も受験者の手数料というような形で賄つておるんですけども、これからもそのようつまりでつくつた今回の改正案ではないというふうに言わせていただきたいと思います。

また、財源といいますか、どのような財政的な措定で、その点に関しても変な意味で変なお金が支出されるという形にはならないと思います。

○石毛委員 ゼひそのように、といいましても必ずしてをするかという問題なんですが、これは基本的に、現在も受験者の手数料というような形で賄つておるんですけども、これからもそのよう

な形で賄つていくという形になると思ってますので、天下り先にならぬように、そのような

でよろしうございます。

○田村議員 我々も、そういうことになります。

と、非常に小泉総理が言つておられる部分と反し

ますので、天下り先にならぬように、そのような

お聞きしましたと、やはりこの指定試験機関を置くことによって、都道府県が、試験の例えは問題の作成でありますとか、また採点というような部分で、大変な今事務負担が大きくなっている、そこで、何とかこれを外部に委託することができないかという要望が大変大きくなってきております。

○田村議員 小泉政権では、特殊法人改革等々、行政改革を進めるという折に、要望は多いのかもしれませんけれども、これは通年の事業では恐らくないんだと思います。まあ、申請をいつ出すかというようなことをずっと続けていけば通年と言えなくもないわけですが、それは通年の事業では恐らくないんだと思います。

そういうふうに考えております。

○石毛委員 小泉政権では、特殊法人改革等々、児童福祉法の中にわざわざいかに増設するかという方法論が規定されるという法文構成も、児童福祉法全体の体系には私は信じるというふうには思わないのですけれども、そのことはおきまし

て、何点か確認をさせていただきたいと思います。

「社会福祉法人その他の多様な事業者」というのは、どこまでの範囲を含みますでしょうか。そ

これから、関連してですけれども、「国及び都道府県は、前項の市町村の措置に關し、必要な支援を行ふ」とあります。國及び都道府県が行う必要な支援というものを明らかにしていただきたいとこの特別の手だてをとるという市町村は、地方エンゼルプランにこの保育サービスの増進につきまして掲げる等確実に実施が前進するというような、そういう方向性をとるという内容だと理解してよろしいのでしょうか。三点お答えいただきたいと思います。

○塩崎議員 ただいま石毛委員の方から三点ございました。

まず最初は、この「社会福祉法人その他の多様な事業者」というのはどこまでが入るのか、こういう話であります。御案内のように、去年の三月に待機児童問題の対応のために保育所に係る規制緩和を三点いたしましたけれども、その中に設置主体制限の撤廃というのがございました。その並びで、今回のこの文章も、NPOであるとかあるいは学校法人、宗教法人、個人、場合によつては株式会社等々、基本的にはあらゆる形態の主体が入ってくるということだと思います。

この一年間余りで多かったのは、やはり学校法人、宗教法人、株式会社、有限会社、それから個人もござりますけれども、こういったところがどんどん入ってきているわけであつて、ぜひいろいろな主体の方々にひとつ参画をしてもらつて、待機児童解消のために新しいこのスタイルで保育所ができるということを期待している、こういうことでございます。

それから、國及び都道府県による必要な支援というのは何だ、こういうことでございますけれども、例えは、これまで運営委託それから建物の貸与といふのは既にやられてきておりましたけれども、これまで國の補助は貸与についてはこれまでこのなかつたということでこれにつきました。これは来年度に向けての概算要求の中でも組ませていただいて、國がこの貸与についても補助をでき

るようなどいっています。

それから、当然、都道府県についてもその並びで支援ができるようなことを期待したいというふうに思います。主体は市町村ということになりますが、今回特に市が中心になろうかと思いますけれども、そういった面での支援を都道府県がやるといふにはどうなんだ、こういう御指摘でございますけれども、今回この公設民營というのは、言つてみれば保育所整備の手法の一つということで新たに児童福祉法の中に加えているわけでありますから、当然、地方版のエンゼルプランの中で、市町村ではまだ三分の一ぐらいしかできないようありますけれども、こういうものを織り込んだ上でこの設置の促進というものを図つてもらう、こういう考え方ではないかと思います。

○石毛委員 ちよつと私が理解できないのだと思いませんけれども、貸与に関しましても補助をするという、もう少し具体的に教えていただけませんでしようか。

貸与でしたら、公有財産を貸与する、例えば学校の余裕教室を貸与する、その場合はもう公有財産の貸与なわけですから、それに補助というのは必要なんでしょうか。ちよつと理解が私には、知識がないのかもしれませんけれども。

○塩崎議員 おつしやるとおり、もちろん、借りる方がいろいろ投資をしてやることも後ほどあると思いますが、整備をした上で貸与をするということで、その際の整備の費用についての国庫補助をしようということになります。

それはケース・バイ・ケースでもあるかと思いますが、今既に概算要求として要求をしてございましたので、もし必要ならば、厚生労働省の方でPFI方式ですかと、ということを端的に質問した方がわかりいいのかと思います。

○塩崎議員 この場合、公有財産の貸与といふことになりますと、例えば市町村の場合に公有財産方式を含めてこれをやれるということでござります。

○石毛委員 お願いします。

○岩田政府参考人 今の先生の御答弁で尽きていましたが、既存の公的な施設、これをお答えますが、既存の公的な施設、これをお

正な価格で譲渡する、貸与するというのは、もう

今自治体が持つている財産の話でございますから、これに対して國が新たに助成をするといふことは起きてまいりません。

平成十四年度の概算要求で新たに要求しておりますのは、社会福祉法人に貸与するということを

当初から念頭に置いて自治体が新たに保育所を整備するとき、そのときの整備費が国庫補助の対象になるかどうか、これまで明瞭でございませんでしたので、そういう場合についても国庫補助の対象にするということで予算要求をいたしております。

○石毛委員 余りよくわからないんですけれども、國が貸す、社会福祉法人に貸す。公設民營のものは、施設自体を貸してはいないわけです。ますけれども、貸与に関しましても補助をする人なりなんなりに委託するというわけですから、

今御説明はそれではないということです。新しく建てた建物を民間に貸すということ。要するに、この「国及び都道府県は、前項の市町村の措置に關し、必要な支援」というのは、最初の法文に出

ていました法文案ですかに出ていましたPFI方式ということだと理解してよろしいんですね。

この五十六条の七の前段の「需要が増大してい

る市町村は、公有財産」というこの部分と、最後の一行の國及び都道府県による必要な支援といふこの関係がもう一つよくわからないので、今局長に御答弁いただきましたけれども、ちよつとやはり歯切れが悪いというふうに私は伺つたのです。

これは主觀の相違かもしれない。ですので、PFI方式ですかと、ということを端的に質問した方がわかりいいのかと思います。

それはケース・バイ・ケースでもあるかと思

いますが、今既に概算要求として要求をしてございましたので、もし必要ならば、厚生労働省の方で

PFI方式ですかと、ということを端的に質問した方

がわかりいいのかと思います。

○塩崎議員 石毛委員おつしやるとおり、PFI方式を含めてこれをやれるということでござります。

○石毛委員 この場合、公有財産の貸与といふことになりますと、例えば市町村の場合に公有財産

るわけですが、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用して、PFI方式で仮に増

設を進めいくといふにいたしました場合に、保育の質の担保というのはどんなふうに考えたらよろしいんでしょうか。

○塩崎議員 保育の質の問題につきましては、公であるうと民であるうと、同じ水準を当然国で設けているわけでありますから、どういう形態で運営をされるにしても、保育の質の問題については全く同じように扱われるということで、そこは担保されているというふうに考えるべきだと思いま

す。

〔委員長退席、谷畠委員長代理着席〕

○石毛委員 そういたしますと、確認させていただいたいと思いますが、五十六条の七で展開される保育施設の、施設と申しましようか、サービスの増大策といいますのは、児童福祉法の省令に規定されております保育所の最低基準がスタンダードであるということが前提であるという、この理解でよろしいですね。

○根本議員 前提は、これは認可保育所ですか、保育の質のスタンダードは担保される。この五十六条の七に言う規定は認可保育所のことですから、質は担保されます。

○石毛委員 わかりました。認可保育所である限り、児童福祉法省令に定める最低基準がスタンダードであるということを理解いたしました。

○塩崎議員 おつしやるとおり、もちろん、借りる方がいろいろ投資をしてやることも後ほどあると思いますが、整備をした上で貸与をするということで、その際の整備の費用についての国庫補助をしようということになります。

それはケース・バイ・ケースでもあるかと思

いますが、今既に概算要求として要求をしてございましたので、もし必要ならば、厚生労働省の方で

PFI方式ですかと、ということを端的に質問した方がわかりいいのかと思います。

○塩崎議員 この場合、公有財産の貸与といふことになりますと、例えば市町村の場合に公有財産

方式を含めてこれをやれるということでござります。

これは主觀の相違かもしれない。ですので、

PFI方式ですかと、ということを端的に質問した方がわかりいいのかと思います。

今財務省でそういう施策がとられているわけで

はござりますけれども、どうも設置運営主体とその貸与とか譲渡先のバランスが、保育所とか学童保育が全部イコールフルツーリングになつてない、保育所は、社会福祉法人に国有地を貸与するということができますが、それとも、学童保育の場合、それがかなり制約があつて、社会福祉法人の保育所が同時に学童保育を行う、その分も国有地をぜひともというふうに希望しても、子育て支援策の中の学童保育は、委託は可になつていますけれども、設置運営主体が市町村というふうになつていて、これがバランスしていなくて、とても施策が実施しにくいというかやりにくいという状況がありますので、ぜひ一度お調べいただきましまして、いい方向に変えていただきたいということを、これは質問通告しておりますので、要請をさせていただきたいということでお聞き受けたければ大変ありがとうございます。

次回の質問でございますが、第五十九条でござります。ここは、いろいろと認可外保育所が問題になつてきた経緯に照應してつくられた条文だといふふうに思いますが、この五十九条の中で

「都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、」、「その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすることができる。」また「公表することができる」というふうに続くわけであります。お願いいたします。

○福島議員 今回の法改正におきましては、悪質な認可外保育施設に対する指導監督の手法といたしまして、現行法上既に規定されておりますところの事業停止命令、施設閉鎖命令に加えて、これらの命令に至る前段階として、新たに勧告、公表というものを規定させていただきました。勧告公表権限が規定されることにより、より幅広い行政上の対応が可能となりまして、実効性の高い指導監督の実施が可能になる、そのように考えております。

それをどうのよな場合に発動するのか、ここは大切なところでございます。法文上は「児童の福祉のため必要があると認めるとき」このように書かれておりますが、具体的な発動要件につきましては、從来から指導監督の指針というものが制定されておりましたが、この指針を本年三月に具体的な内容を盛り込んで新たに定めております。

行政におきましてはこの指針にのつて適切に対応していただくということにならうかと思いま

ますが、その指針の中のポイントといいますと、行政命令の発動基準として、「著しく不適正な保育内容や保育環境である場合」また「著しく利用児童の安全性に問題がある場合」また「その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合」と定められておりまして、こうした判断基準に、発動基準に基づきまして行政命令が下されるものと考えております。

○石毛委員 関連してこのことについてもう少しお尋ねしたいと思います。

私は、スマイルマムの事件が起きましたときにも、ななかなやはり、県の側のスタッフの人数で大和市とか神奈川県などとか伺いましたけれども、なかなかやはり、県の側のスタッフの人数で認可外の保育施設があるのかというのタウン誌などを見て判断していくという状況で、そういう意味で、民主党とすれば、せめて行政は、認可外保育がなされているという事態、そのことはきちんと行政の責任として掌握すべきだらうという

○石毛委員 それからもう一点、根本議員に、先ほど、ダブルスタンダードになるというような御答弁を

繰り返しになりますけれども、このことは、都道府県の側にかなりのやはり業務の遂行量が確保されないとなかなか難しいということで、せっかくつくつたにしても、またちびっこ園のような閉園のようなことが起つてくるのではないか、

○福島議員 これが、そういう思いがして受けとめておりますが、そのことに關しまして何か御所見がございましたら、お尋ねしたいということ。

それからもう一点、根本議員に、先ほど、ダブルスタンダードになるというような御答弁を

ちょっととなさつていらっしゃいましてけれども、私は、そういう思いがして受けとめましたけれども、私は、そういう思いがして受けとめました

○福島議員 おりましたが、そのことに關しまして何か御所見がございましたら、お尋ねしたいということ。

○福島議員 先ほど私が申し上げたのは、国の制度としては認可保育所という制度になつていて、認可保育所というのは保育に欠ける児童のための最低の基準を定めた、この基準を充足するものを

○根本議員 先ほど私が申し上げたのは、国の制度としては認可保育所という制度になつていて、認可保育所というのと保育に欠ける児童のための最低の基準を定めた、この基準を充足するものを

○福島議員 つくるということはダブルスタンダードになるので、國の制度としてはなかなか仕組みにくい。その意味で、自治体が非常にそれそれの自治体の保育行政を担つていただいておりまして、実態が十分把握できるわけですから、自治体の独自の制度として、例えば東京都の認証保育所のような

○石毛委員 時間がありませんので、とても残念なんですが、それとも、東京都の認証保育所とか、それから認可外保育所でも、多様ですか、かなりの自治体が独自に助成金を出しているという施策もありますけれども、それは認可保育所への移行の支援か、あるいは明瞭にきちっと保育施策を区分けして保護者への助成をして、その保護者がまた保育所に寄附をするなりなどいろいろありますけれども、私が申し上げたいのは、もしダブルスタンダードという社会的な定着

が行われていくようになると、保育行政は市町村責任ですから、市町村責任で国基準とそれから都道府県のスタンダードがあつて、どちらにその水準が流れしていくことになりますと、どちらにその水準が流れしていくかといふことは、それは大変心配なところであります。ですから、東京都の認証方式がいいかどうかといふのはやはりまた大切な検証が必要だといふに思いますので、あくまでも保育所の質を担保する、國としてのナショナルミニマムとしてのスタンダードは児童福祉法の最低基準であるということをやはり私は確認しておく必要があるかどうかと思ひます。異論というよりは、ちょっと心配ですでということで申し述べさせていただきたいと思います。

私が残された時間がもう余りなくなつてしましましたので、一問質問を飛ばさせていただきました。ただいま小泉総理の施政方針演説にも触れられておりましたように、この時期に保育所入所待機児童を解消していくという積極的な策がとられるについては、やはり歓迎できることだというふうに考へるわけです。ただ、待機児童解消策というのは、どこかの時点で解消になりますが、そのうい状態をそもそも迎えられるのだろうかどうだろうか、そういう思いがございます。

大臣は最後に御答弁いただけますと大変ありがたいのですけれども、ちょっと厚生労働省の方からおきましたデータですが、九六年に待機児童が約三万三千人いまして、九七年に保育所の定員数が三万二千人ふえています。ちょうど人口的には解消したと。ところが、この年に待機児童数が四万人新しく出てきていて、この繰り返しのですね。ちょうど待機児童数分だけ保育所の定員数をふやすと、また四万人前後の待機児童数が出てくるという。だから、表現は私は決していいと思って言つてゐるわけではありませんけれども、定員数をふやしても待機児童が出てきている、こういう現象が一方である。もう一方では、認可外保育施設に入所している

子供たちが約十七万人もいらっしゃる。厚生労働省の方にお教へいただきますと、待機児童数の内数ではなくて、重なっている人数分もあることをやはり私は確認しておく必要があるかと思います。異論というよりは、ちょっと心配ですでということで申し述べさせていただきたいと思います。

いらして十七万人近くいらっしゃるというわけで、この十七万人の方たちが、では全部保育所に入れるように認可保育所をつければ、そのときに認可保育所は夜間保育所ももつともつとふえていくという形にしていくことも含んでだと思いますけれども、そういうふうにしていけば待機児童というのはもういなくなるのかどうか。今、内閣府の男女共同参画審議会の専門部会でしたでしようか、そちらでも待機児童ゼロ作戦といたしまして、平成十六年の段階で十五万人ふやすというふうに伺つていて、今回の補正でもゼロ作戦というふうに出ている上でござりますけれども、厚生大臣のお立場といたしまして、待機児童というこの考え方、どんなふうに整理をなさつていらっしゃるのか御所見を承りたいということと、ゼロ作戦というのは政策としての実効性という意味でどうなんだろうかというあたりをお考へを伺えれば大変ありがたいと思いま

す。○坂口国務大臣 石毛委員とは介護保険等のときに一緒に質問をさせていただいたことがございました。懐かしく思い出しながら聞かせていただきおりました。食料の配達等もやるべきだということを御熱心にあのときに御主張になつていたことを思い出していたわけでございます。余分なことを思い出していたわけでございます。

しなければならないかもしない、そんなふうに思ひながら今お聞きしたところでございます。

○石毛委員 ちょっとと観点を変えまして、文部科学省の方から、幼稚園の居残り保育の子供さんがどれくらいの実施状況になつていて、人数までにはいただけなかつたのですけれども、多分、施設でいえば五・四%ですから、これから居残り保育はもつと広がっていくと思いま

すから、六割超えてというふうになります。幼稚園も四時間の保育時間にプラスして保育を実施するというのが、例外的な状況ではなくて、常態になつてきているというふうに受けとめることができます。

○坂口国務大臣 市町村長さんからも、幼保一元化でございますとか、もう少し保育所と幼稚園との間の連携がうまくいかないであろうかといった

そうした状況と重ね合わせたり、それから保育政策、私は、若い子育て中のお父さんやお母さんで保育政策の全体がどうなつてあるかということを知つておられる方は恐らくいらっしゃらないのではないかと思うほど、この九〇年代というのはとても必要だったからこそ厚生労働省が取り組まれてきたということで、批判しているわけではありませんが、いろいろな政策がつくられてきていました。例えばおうちにいらっしゃる、いわゆる専業主婦と呼ばれる御家庭でも育児の不安とかとすることで児童館での母と子の教室など、物すごく人気で、たくさんの人たちが集まっているということを思い浮かべますと、児童福祉法上の保育所も、学校教育法の幼稚園も、それから今のような保育所に該当しないようなお子さんに關しても、どのお子さんにとっても社会的な意味での、広い意味でのサポートが必要になつてきている、こういう時代だといふうにとらえる必要があります。積極的なとらえ方が必要ではないかといふうに思つております。

そこで、そうしたことを全体としてきちっと進める仕組みを市町村が持つということが必要なのではないか。今、市町村が自治事務として保育の責任を持つことは、これは義務規定になつていています。そうしたことと、これは義務規定になつていていますけれども保育法と言つてもよろしいかと思いません。そうしたことと含めまして、従来、幼保一元化の必要性というようなことが多々言われています。そうしたことと、これは義務規定になつていていますけれども保育法と言つてもよろしいかと思いません。そうしたことと含めまして、従来、幼保一元化の必要性といふことが多々言われています。そうしたことと、これは義務規定になつていています。最後に、こうした保育の社会的な総意としての責任の築き方というようなことに關しまして厚生大臣から御所見をいただきまして、質問を終わりたいと思います。お願ひいたします。

連携を強化していくというので、過去のことを思っていますと、よほど連携は強化されたというふうに思っています。

そして、幼稚園の方も幼稚園の保育園化と申しますが、それから、保育所の方も保育所の幼稚園化と申しますが、そうした両方からの動きがございました、かなり重なるところが多くなってきていました。私は感じております。それだけに、市町村の立場からいたしますと、もっと柔軟にこの二つのことを同じに考えることができないのだろうかという御要望がありますのもこれは当然の御要望ではないかというふうに考えていくところでございます。

しかし、一方におきましては、この一元化の話が出ましてから久しいわけでございますが、最初にスタートいたしましたところのそれぞれの理念でございますとか、そうしたこともあるものでございまして、かなり前進しないのが一方におきましては現実でございます。しかし、これだけ双方の内容が、双方歩み寄りが出てくるということは、近い将来もう一つ、またもう一段双方の幼稚園化や保育園化というものが進んでくるといふことになれば、もうこの次には新しい段階を迎えるときが来るのかもしれない、今、そんなことを思いながら現状を見せていただいているところでございます。

しかし、現状はそういうことでござりますので、現状、これ以上のことを申し上げることができ得ませんけれども、現実はだんだんとそうした方向に進んできているように感じております。

(谷畠委員長代理退席、委員長着席)

○石毛委員 その方向性をぜひとも積極的にリードしていただけますよう要望させていただきまして、そしてまた、質問を何問か割愛いたしましたことを、答弁の議員の皆様それから厚生労働省の皆様におわびをしまして、終わります。ありがとうございました。

○鈴木委員長 水島広子君。

○水島委員 民主党的の水島広子でございます。

昨年の神奈川県のスマイルマムにおける虐待死事件や、ことし東京都のちびっこ園で一つのベビーベッドに一人の乳児が寝かされていたことにによる窒息死事件など、悪質な認可外保育施設における事件が相次いで起こり、貴重な幼い命が失われております。私も子供を保育所に預ける親の人であり、起つてはならないこのような事件をなくすための法整備の必要性を痛感しております。

また、これらの施設の非常識ぶりは目に余るものですが、一部の悪質な施設のためにすべての認可外保育施設が同様に悪質なものとして扱われてしまふことは懸念すべきです。私自身、娘がゼロ歳から一歳の半ばまで認可外保育所で本当にすばらしい保育をしていただきました。また、この十ヶ月から部分的に保育をお願いしている文部科学省の職場内保育所、かすみがせき保育室も認可外の保育施設であります。これら質のよい認可外保育所の名譽を守るためにも、法改正の必要性を感じております。

スマイルマムやちびっこ園などの事件が、制度のさまざまひずみの中で起つたことは言うまでもありません。たまたま悪い保育所に当たったというような結論に終わらせてはならず、どの保育所でも保育の質と安全性が確保されるよう、十分な調査検討に基づいて制度を充実させることが必要です。

私たちには、さきの通常国会に、認可外保育施設の届け出を義務づけた児童福祉法一部改正案を提出いたしました。現行法では、都道府県知事に認可外保育施設の立入調査や事業停止、施設閉鎖命令の権限を与えておきながら、肝心の認可外保育施設の開設時届け出が義務づけられていないため、行政側がその存在を把握することが困難となることがあります。緊急に行うべき措置として提案いたしました。その後、与党の皆様が本法案の中でその必要

性を追認してくださったということに敬意を表します。

さて、与党案は民主党案とは異なり、第五十九条のものに届け出の義務を課すのではなく、第五十九条の二を新たに置いて届け出義務を課しております。その際、届け出義務の対象となる施設について、与党案は「第三十九条第一項に規定する業務を目的とする施設」つまり、保育を目的とする施設であつて、「第三十五条第四項の認可を受けていないもの」としていますが、その際、除外規定があつて、「少數の乳児又は幼児を対象とするものその他の厚生労働省令で定めるものを除く。」とされています。

まず、ここで除かれるのは具体的にどのようなものであるのかをお尋ねいたします。

○根本議員 ここで除かれる施設は具体的には厚生省令でこれから決まりていくことになりますが、基本的な考え方としては、例えば自分の家で少人数を集めて保育しているいわゆる保育ママと言われる形態がありますが、そういう少人数のところは除くべきではないか。つまり、認可外保育所で今回届け出の対象にしているのは、要是日々継続的に子供を業として預かる、そういうものをやはり対象とすべきではないかということで、保育ママ的な、二、三人預かっているようなところは、これは過度の義務づけになりますから、そういうところは除外すべきではないか。

それからもう一つ、先生もおっしゃられましたけれども、職場内保育所というお話をありました。今、事業所内保育施設、随分あります。これが、例えは病院の看護婦さんのための、病院の中に併設されるような保育所、これは要是、一般に開放されているのではなくて、施設運営主体たる事業所と安定的な関係が期待されますから、そういうものは除いていいのではないかということです。ですから、今の御答弁、指導監督の対象にはなれども、事業所内にあるものであつたりここで除外されているものであつても、なかなか把握が難しくて、結果として指導や監督がしにくくなる場合には、当然届け出制の対象となつてき得るでしょう。

○根本議員 これは届け出制ですか、基本的に届け出制というのは義務づけですよね。そういう義務づけをする場合には、その義務づけをする場合の保護法益と義務づけされる方の制約、この

○水島委員 今のお答えの中では、少人数あるいは事業所内の場合には預ける方と預かる側との関係性が密であるというようなお答えでございましたけれども、今後、この法律の施行状況を見ていくと問題が起つてくるような事実を把握され得ます。そのため、実際に、ここで除いたものであつてもいろいろと問題が起つてくるような事実を把握され得ます。そのため、届け出対象外の施設では、届け出を実施する場合には、当然、それは省令を改めて、除外されるものをまた変更していくということは考えていらっしゃるのでしょうか。

○根本議員 考え方としては、届け出というのも行政側が現況を把握する、こういう考え方があります。そのため、届け出対象外の施設で一つ届け出制の大きなかねらいですよね。今回はそぞろに届け出制について、届け出制の内容を一般の方にもよくわかるよう情報提供して、利用者の便にも資しましようということも加えています。今ちょっと私も答弁を省略して、誤解があつたかもしれません。実は、届け出対象外の施設であつても都道府県知事の指導監督権限の対象、これにはなりますから、おかしなものがあればこれは指導監督する、これは適用されますので、そこには指導監督する、このところのバランスという中で考えていくべき話ではないか、こう思います。

○水島委員 済みません、また繰り返しのお尋ねになりますけれども、指導監督の対象になるけれども、なかなかその存在を把握しにくいために届け出を義務づけるというのが私たちの考えであり、また今回の、皆様も同じような考えに基づいて届け出制度を創設されたのだと思いますけれども。

ですから、今の御答弁、指導監督の対象にはなれども、事業所内にあるものであつたりここで除外されているものであつても、なかなか把握が難しくて、結果として指導や監督がしにくくなる場合には、当然届け出制の対象となつてき得るでしょう。

○根本議員 これは届け出制ですか、基本的に届け出制というのは義務づけですよね。そういう義務づけをする場合には、その義務づけをする

バランスを考えるべきだと私は思うのですね。ですから、極めて小規模なものについては外した方がいいのではないか。ですから、もちろん、日々継続してと言いましたが、では週三日やっているものはどうかとか週二日當んでいるものはどうか、こここのところの細かい運用は残りますが、そこはこれから省令で具体的に決めていくべきだと私は思います、その辺の限界の部分は。

それからもう一つは、事業所内保育施設の場合には、要是事業所に勤めている方の保育施設だから、一般に開放されていませんよね。それは事業所内との安定的な雇用関係の中での対応ですか、ここは届け出制をさせて、悪いところが、つまり悪質な施設ではないかというようなところは、多分私はここはクリアされるのだと思うのですね、その会社の、事業所内の保育施設だから。

だから、これはどこまで届け出の対象とするかというところは、保護すべき法益と義務づけとのバランスで考えるべきだ、こう思います。

○水島委員 そろそろ次に参りますけれども、事業所内であつて、もちろん良心的な運営が期待され、当然そうであるべきものでありますけれども、結果、そこにあるのはやはり保育施設でござりますので、預けられる子供から見れば、その環境というのあくまでも自分の保育環境でござりますので、余り楽観的でないなさきができてしまわないように、すべての子供たちが安心して保育を受けられる環境を提供していくだけますように、省令を考えられます際にぜひくれぐれも御検討いただきたいと思います。

さて、その第五十九条でございますけれども、立入調査、勧告、公表、業務停止、施設閉鎖命令がいずれも「することができる」とされているわけですから、これらは、行わない合理的な理由がない限り、行う義務がある、そのように解釈してよろしいのでしょうか。○根本議員 今回の規定は「できる」という規定で、都道府県知事には国民の権利を制約する権限を付与しているのですね。ですから、例えば改

善勧告に従わない者は公表するという権限を知事に与えたので、したがって、その行政処分は知事ができるという法律の立て方になつているのですね。ですから、知事がどういう処分をするかどうかは、それは当然合理的な判断のもとで、必要な処分を知事がするということになりますから、これは知事の合理的な判断に求められるということになります。

○水島委員 知事の合理的な判断ということでござりますけれども、つまり、問題のある認可外保育施設に対して、立入調査、勧告、公表、業務停止、施設閉鎖命令などがなされていなかつた場合に、なされていなかつたことを説明する合理的な理由がない限り、都道府県知事には責任があるとみなされると解釈してよろしいのでしょうか。

○根本議員 ちょっと、その議論の立て方が非常に答弁しにくいのですよね。

要是これは知事が立入調査をして、内容を見て、これは非常に悪質だから、だから改善しなさいという判断で改善勧告するわけですね。ですから、そこは知事がどう判断をするかで、そこ基準の問題だと思うのですね。指導監督基準というのを用意しておりますが、著しく不適切なものは行政処分の対象にするわけですから。ですから、そこのところはあくまで知事がどういう合理的判断をするかというところが問われるということだと思います。

○水島委員 ちょっとと議論が、多分かみ合わないのかもしれません。ところと議論が、多分かみ合わないのかもしれません。

○水島委員 確かにかみ合つていないようなのですが。

つまり、合理的な判断は合理的な判断でいいのですから、今水島委員がおっしゃったようなことは、行政怠慢だった、こういう話ですよね。ですから、不当であつたと。いや、仮に、私はそういうことはないと思いますよ。きちんと指導監督基準もあるわけですから、通常の行政でそういうふうなことをしないといふことは、私はこういう形の基準もありますよ。きちんと指導監督基準もあつたから、不當であつたのです。これが、このままでは、行政の判断によつて処分するというような、相手にある種の行為を規定期間が法制度上の一般的な規定のしぶりだと思ひます。ですから、このままでは、行政の判断によつて処分するというような、相手にある種の行為を規定期間が法制度上の一般的な規定のしぶりだと思ひます。

ですから、今水島委員がおっしゃったようなことは、行政怠慢だった、こういう話ですよね。ですから、不當であつたと。いや、仮に、私はそういうふうなことをしないといふことは、私はこういう形の基準もありますよ。きちんと指導監督基準もあつたから、不當であつたのです。これが、このままでは、行政の判断によつて処分するというような、相手にある種の行為を規定期間が法制度上の一般的な規定のしぶりだと思ひます。ですから、今水島委員がおっしゃったようなことは、行政怠慢だった、こういう話ですよね。ですから、不當であつたと。いや、仮に、私はそういうふうなことをしないといふことは、私はこういう形の基準もありますよ。きちんと指導監督基準もあつたから、不當であつたのです。これが、このままでは、行政の判断によつて処分するというような、相手にある種の行為を規定期間が法制度上の一般的な規定のしぶりだと思ひます。ただし、そういうケースは、私は想定できませんが。

○水島委員 おおむねも同じだとうお答えだつたのですけれども、そもそも、そういうふうに変動があるから、もしもそのような理屈立てていくと、おおむねは要らないのじゃないでしょうか。

○岩田政府参考人 議員の質問が正確に理解をできていなければお許しいただきたいのですが、職員数、保育士の配置基準につきましては、認可外保育士、認可外保育施設につきましても、認可施設と同様、子供の年齢に応じて、何人の子供に対して保育士何人という基準になつております。認可と認可外の違いは、その場合に、認可施設

のものと同じように考えてよいのかどうかということをお伺いしたいのです。

○根本議員 この種の規定は、「できる」という規定で知事にそういう処分権限を与えるのが通常の立法例なのですね。

要是、通常、「ねばならない」というふうに書く場合は、どういうケイスクかというと、例えばいろいろな許認可の申請をして、許認可をします。そのときに、客観的に法律にこういう条件を満たさなければなりませんよ、そういうような立法、それがなければなりませんよ、そういうような立法、それを判断する上で、例えばいろいろな許認可の申請をして、許認可をします。そのときにも同じよう考へてよいのかどうかと「ざいま」というような判決が出されているわけでございます。

○根本議員 これは、おおむねの意味及びそのおおむねの幅を伺いたいのです。

○岩田政府参考人 児童福祉施設最低基準におきましては、今議員がおっしゃいましたように、人以上、「保育士の数は、乳児おおむね三人につき一歳児二人につき二人」とあります。

○根本議員 これは、おおむねの意味及びそのおおむねの幅を伺いたいのです。

○水島委員 おおむねも同じだとうお答えだつたのですけれども、そもそも、そういうふうに変動があるから、もしもそのような理屈立てしていくと、おおむねは要らないのじゃないでしょうか。

○水島委員 おおむねも同じだとうお答えだつたのですけれども、そもそも、そういうふうに変動があるから、もしもそのような理屈立てしていくと、おおむねは要らないのじゃないでしょうか。

○岩田政府参考人 議員の質問が正確に理解をできていなければお許しいただきたいのですが、職員数、保育士の配置基準につきましては、認可外保育士、認可外保育施設につきましても、認可施設と同様、子供の年齢に応じて、何人の子供に対して保育士何人という基準になつております。認可と認可外の違いは、その場合に、認可施設

の場合には全員が有資格者でなければいけないということに対しまして、認可外の場合には有資格者が三分の一程度でもいたし方ないというようなところ、その違いでございまして、配置すべき保育士の数の考え方については認可も認可外も同じでございます。そういう意味で、両方におおむねがついた基準になつております。

○水島委員 ということは、指導監督基準に書かれているおおむね最低基準に定める数以上であることとおおむねは数にかかる、三人につき一人といふことだよろしいわけですね。

うなづいていただきましたので、そうだということです。次に行かせていただきたいのですが、そうしますと、有資格者であるかどうかだけが違いであります、その数は同じである、そのようなことでございました。その冒頭陳述の中で、ちびっこ園では、通常収入の約八割を占める人件費を三一%以下に抑えようとしていたといふ驚くべき実態が明らかになりました。職員が十分に配置されているということは保育の質を確保する上での命綱であるわけですから、悪質な施設が営利を追求しようとする場合に、人件費は最も簡単に削減されるものであるとも思います。

今、保育施設の基準としましては、認可保育園の最低基準、また認可外保育施設の指導監督基準、その他東京都が独自に導入している認証保育所のような基準と、現実に複数の基準が適用されているのが現状でございます。

そんな中、今の認可外保育施設の人員配置につきましては、人数は最低基準と同じであるとはいながらも、その指導をしていくときに、著しく少ないであるとか、そのような指導監督基準になつておしまして、その結果として、このようないながらも、その指導をしていくときに、著しく少なく抑えられて、そして常に人員が足りないよう、そういうた保育所も今現在は生き延びてしまつた

まつてゐるということであるわけですけれども、いろいろな基準があるのが今の現状であるということを受け入れるとしましても、せめて人員配置だけはきちんとした基準をすべての保育室についてそろえるべきではないかと思ひますけれども、そのあたりは大臣のお考へはいかがでしょうか。

○坂口国務大臣 今御指摘になりますように、人員配置というのは大変大事な問題だというふうに思つています。

それぞれの施設にお邪魔をいたしましても、よくそれぞれの施設で、乳幼児の年齢によって、例えゼロ歳の方だと何人、一歳から三歳だと何人というふうに決まっておりますけれども、特に一歳から三歳のあたりのところは非常に厳しいといふようなお声がございましたり、いろいろのお声が出ておりますこともよく承知をいたしております。

こうした状況を克服いたしていきますために、主任保育士の制度を導入いたしまして、そしてその至らざることをそこで配置をしてもらおうと、いうようなことを今やつてきているところでござります。これも初めは、乳幼児の数が九十一名以上とスタートしたときには大変多かつたわけでございますが、だんだんと少なくしてまいつておりましたしまして、できる限り保育所におきましては、人件配置といつものを適正にしていきたいといふふうに思つてはいるところでございます。

配置基準は最低限守つていただく。先ほど先生の御質問の中にも認可外施設のお話がございましたが、監督指導するときにも保育士が何人配置されいるかということは非常にわかるメルクマールでございますから、何を監督するよりも、まず適正に保育者が配置できているかどうか、そのあたりは十分最優先で監督すべき項目であるというふうには考えております。

○水島委員 先ほど大臣からも人件配置についてお話をうながされましたが、確かに保育時間十一時間といふレベルがございまして、それをどういうふうに理解するかということにもつてお話をききたいと思います。

○岩田政府参考人 保育時間八時間というのと開所時間十一時間といふレベルがございまして、それがどういうふうに理解するかということにもつてお話をききたいと思います。

○岩田政府参考人 保育所の保育時間は一日につき八時間を原則としまして、その地域の状況に応じて保育所長が定めるということになつております。一方、開所時間についてでござりますが、現在、開所時間十一時間というのを原則として取り扱っておりますけれども、これは、原則八時間の保育時間と申しましても、学校や幼稚園と違います。一方で、開所時間十一時間といふレベルがございまして、待機児童ゼロ作戦の一環として、加配をしているところでは最低基準ましましては最低基準を超えて人件配置をしているところが多くございまして、待機児童ゼロ作戦の

時間が当たりの職員配置ではなく、定員によつて保育士の配置が決められていくということでございふつて努力をしていきたいと思っております。

○水島委員 この最低基準につきましては、悪質な保育施設では、人件費が安く上げるために、悪質な保育施設では、人件費が安く済む時間帯に職員を集中させるということとも考えられます。ま

た、今後保育がさらに多様化していくことを考えましても、単位時間当たりの人員配置という考え方方が必要なのではないかと思ひますけれども、これはいかがでしょうか。

○岩田政府参考人 先生おつしやいましたように、配置すべき保育士の人数につきましては、子供の年齢ごとの児童数に応じて定められておりませんが、その中で職員が早出をしたり遅番になつたりといったようなヨーテーションを組むといふことでも含めまして、児童数が時間によって密度が高いところ、低いところが出てまいりますけれども、それに柔軟な勤務体制をとつていただくよう各保育所で努力をいただいているというふうに思ひます。

そういうことを考えますと、保育所の実情に応じて柔軟に対応していただくということも相当程度配慮する必要があるというふうに思ひますので、保育所の最低基準として細かく時間単位ごとの職員配置の基準を設けるというのは、少しリジットに過ぎるのではないかというふうに思つておられます。

そういうことを今やつてきているところでござります。これも初めは、乳幼児の数が九十一名以上とスタートしたときには大変多かつたわけでございますが、だんだんと少なくしてまいつておりましたしまして、できる限り保育所におきましては、人件配置といつものを適正にしていきたいといふふうに思つてはいるところでございます。

配置基準は最低限守つていただく。先ほど先生の御質問の中にも認可外施設のお話がございましたが、監督指導するときにも保育士が何人配置されいるかということは非常にわかるメルクマールでございますから、何を監督するよりも、まず適正に保育者が配置できているかどうか、そのあたりは十分最優先で監督すべき項目であるというふうには考えております。

○水島委員 先ほど大臣からも人件配置についてお話をうながされましたが、確かに保育時間十一時間といふレベルがございまして、それをどういうふうに理解するかということにもつてお話をききたいと思います。

○岩田政府参考人 保育時間八時間といふレベルがございまして、保育所の保育時間は一日につき八時間を原則としまして、その地域の状況に応じて保育所長が定めるということになつております。一方、開所時間についてでござりますが、現在、開所時間十一時間といふのを原則として取り扱っておりますけれども、これは、原則八時間の保育時間と申しましても、学校や幼稚園と違います。一方で、開所時間十一時間といふレベルがございまして、待機児童ゼロ作戦の一環として、加配をしているところでは最低基準ましましては最低基準を超えて人件配置をしているところが多くございまして、待機児童ゼロ作戦の

時間が当たりの職員配置ではなく、定員によつて保育士の配置が決められていくということでございふつて努力をしていきたいと思っております。

○水島委員 この最低基準につきましては、悪質な保育施設では、人件費が安く上げるために、悪質な保育施設では、人件費が安く済む時間帯に職員を集中させるということとも考えられます。ま

供を預けております認可保育園でも、現場の良心と犠牲の上にどうにか質のよい保育が成り立つてゐるという状態でございます。そもそも加配の方が必要なのではないかと思ひますけれども、これはいかがでしょうか。

○岩田政府参考人 まことに、配員すべき保育士の人数につきましては、子供の年齢ごとの児童数に応じて定められておりませんが、その中で職員が早出をしたり遅番になつたりといったようなヨーテーションを組むといふことでも含めまして、児童数が時間によって密度が高いところ、低いところが出てまいりますけれども、それに柔軟な勤務体制をとつていただくよう各保育所で努力をいただいているというふうに思ひます。

それぞれの施設にお邪魔をいたしましても、よくそれぞれの施設で、乳幼児の年齢によって、例えゼロ歳の方だと何人、一歳から三歳だと何人といふふうに決まっておりますけれども、特に一歳から三歳のあたりのところは非常に厳しいといふふうにお声がございましたり、いろいろのお声が出ておりますこともよく承知をいたしております。

こうした状況を克服いたしていきますために、主任保育士の制度を導入いたしまして、そしてその至らざることをそこで配置をしてもらおうと、いうふうなことを今やつてきているところでござります。これも初めは、乳幼児の数が九十一名以上とスタートしたときには大変多かつたわけでございますが、だんだんと少なくしてまいつておりましたしまして、できる限り保育所におきましては、人件配置といつものを適正にしていきたいといふふうに思つてはいるところでございます。

配置基準は最低限守つていただく。先ほど先生の御質問の中にも認可外施設のお話がございましたが、監督指導するときにも保育士が何人配置されいるかということは非常にわかるメルクマールでございますから、何を監督するよりも、まず適正に保育者が配置できているかどうか、そのあたりは十分最優先で監督すべき項目であるというふうには考えております。

○水島委員 先ほど大臣からも人件配置についてお話をうながされましたが、確かに保育時間十一時間といふレベルがございまして、それをどういうふうに理解するかということにもつてお話をききたいと思います。

○岩田政府参考人 保育時間八時間といふレベルがございまして、保育所の保育時間は一日につき八時間を原則としまして、その地域の状況に応じて保育所長が定めるということになつております。一方、開所時間についてでござりますが、現在、開所時間十一時間といふのを原則として取り扱っておりますけれども、これは、原則八時間の保育時間と申しましても、学校や幼稚園と違います。一方で、開所時間十一時間といふレベルがございまして、待機児童ゼロ作戦の一環として、加配をしているところでは最低基準ましましては最低基準を超えて人件配置をしているところが多くございまして、待機児童ゼロ作戦の

時間が当たりの職員配置ではなく、定員によつて保育士の配置が決められていくということでございふつて努力をしていきたいと思っております。

○水島委員 この最低基準につきましては、悪質な保育施設では、人件費が安く上げるために、悪質な保育施設では、人件費が安く済む時間帯に職員を集中させるということとも考えられます。ま

人の御都合、家族の都合で登園、降園がありますので、その時間を前後に余裕を見まして開所時間は原則十一時間にするということにいたしております。

これは昭和五十六年だったというふうに思いますが、それども、延長保育制度が新しく入りましたときに、十一時間を超える、その当時は朝の七時から夕方の六時という決め方でございまして、必ずしも十一時間という時間数ではなかつたんですが、朝の七時から夕方の六時、その時間を超えてお子さんを見る、その場合に延長保育という特別の仕組みとして特別の助成金を出す、そういうような考え方から、十一時間の開所時間というのはその時期にできたものと理解しております。

○水島委員 準めません、その十一時間を超える時間帯についてはその最低基準が適用されないと

いうふうに理解してよろしいんでしょうか。
○岩田政府参考人 認可外保育所の場合には、開所時間に限らず、先ほど申し上げましたような子供の年齢と数に応じて雇用すべき保育士の数は決められておりまして、例えば夜間、そのうち何人を配しないといけないというような基準は從来ございませんでした。

○水島委員 そうしますと、子供が起きている時間は十一時間というわけではなく、十一時間で区切つてこれが書かれているわけですから、結果として手のかかる時間に十分な人員が確保できないという事態も生じまして、事故が発生する原因ともなりかねないと思ひます。

十一時間といいますと、例えば朝七時から夜六時です。夜六時以降に夕食という保育所も多く、夕食時に職員配置が薄くなってしまうと事故への配慮も不十分になってしまいます。ですから、二十四時間保育を実施している施設においては、十一時間については最低基準に準ずるけれども、それ以外の十三時間については二人以上であれば何人でもよいという意味で解釈してよろしいのでしょうか。

○若田政府参考人 認可外保育施設の保育従事者の配置につきましては、従前は開所時間の長さ

あるいは時間帯に全く関係しませんで、定員である子供の数、年齢に応じて、配置すべきというのを専門家の御意見も伺つた上で本年の四月に見直し、改正強化をいたしましたが、そのときには例えば緊急事態が起きたというようなときに保育士が一人であるという場合には対応

ができないということがございますので、従来の基準に加えまして、どの時間帯でも最低限複数体制にするということを今回つけ加えて決めたわけ

でございます。

さて、悪質な保育所のために子供を失う親の悲しみはばかり知れませんけれども、さらに保育施設の責任逃れという次なる苦しみが待つていて

とも多くございます。今回のちびっこ園事件で

も、施設側は当初は乳幼児突然死症候群、SIDSとして言い逃れようとしていました。保育施設

の責任を論ずる際に、SIDSか窒息かというの

は最も争われる点でございます。本当は保育施設の責任で子供が亡くなったのに子供の健康問題と

SIDSとして言い逃れようとしていました。

さて、悪質な保育所のために子供を失う親の悲

しみはばかり知れませんけれども、さらに保育施

設の責任逃れという次なる苦しみが待つていて

ともできず、幾ら法改正をしても意味がないとい

うことにもなりかねませんが、厚生労働省として

はどのように考え、どのように取り組まれておら

れるでしょうか。

○岩田政府参考人 先生今引用なさいました保育指針、これは保育所のサービスといいま

しょうか、ソフトの面の基準でござりますけれども、その中でも、SIDSの予防のため、かなり

具体的な記述をいたしております。寝返りを打て

ない幼児についてはあおむけに寝かす、あるいは

睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態はきめ細かく観察する、こういうようなことを保育士に徹底をい

たしていいるところでございます。

また、本年四月から改正強化されました認可外

保育施設に対する指導監督指針におきましては、

その施設の中で死亡事故、重傷事故、食中毒な

ど、そういう重大な事案が発生した場合には都

道府県に報告をお願いするようになつております

し、そういう事件が発生した場合には随時特別

に立入調査をやることで、現にやつていた

だいでいるところでございます。

そういう保育所の中におきます子供の安全確

保、事故が起きた後の適切な対応につきまして

は、引き続き都道府県にもお話をしまりたい

というふうに思つておりますし、保育従事者に対

するさまざま研修を国も都道府県もあるいは保

育者の団体もやっておりますから、そういう中で

もこの問題は徹底してまいりたいというふうに

思つております。

○水島委員 本当にこの問題は、まずそのような

死亡状況をつくらないようにするために指導を徹

底していくことも必要ですし、また、実際

でいただきたいと思っております。

○水島委員 ぜひ、今の質問の趣旨を踏まえまし

て、今後の検討の中で前向きにお考えいただき

てくださいと思います。

さて、悪質な保育所のために子供を失う親の悲しみはばかり知れませんけれども、さらに保育施設の責任逃れという次なる苦しみが待つていてともできず、幾ら法改正をしても意味がないことともなりかねませんが、厚生労働省としてはどのように考え、どのように取り組まれておられるはどうですが、現状は必ずしもそうなつています。

○水島委員 済みません、その十一時間を超える時間帯についてはその最低基準が適用されないと

いうふうに理解してよろしいんでしょうか。
○岩田政府参考人 認可外保育所の場合には、開所時間に限らず、先ほど申し上げましたような子供の年齢と数に応じて雇用すべき保育士の数は決められておりまして、例えば夜間、そのうち何人を配しないといけないというような基準は從来ございませんでした。

○水島委員 そうしますと、子供が起きている時間は十一時間というわけではなく、十一時間で区分してこれが書かれているわけですから、結果として手のかかる時間に十分な人員が確保できないという事態も生じまして、事故が発生する原因ともなりかねないと思ひます。

十一時間といいますと、例えば朝七時から夜六時です。夜六時以降に夕食という保育所が多く、夕食時に職員配置が薄くなってしまうと事故への配慮も不十分になってしまいます。ですから、この十一時間という保育時間が今実情に合つてないという事態が発生しているのです。夜六時以降に夕食という保育所が多く、夕食時に職員配置が薄くなってしまうと事故への配慮も不十分になってしまいます。ですから、この十一時間といいますと、やはりここでまた先ほどの単位時間当たりという考え方方がどうしても必要になつてくるのではないかと思うんですけれども、このあたりはいかがでしようか。

○岩田政府参考人 保育の質、特に子供の安全を確保、事故が起きた後の適切な対応につきましては、引き続き都道府県にもお話をしまりたいというふうに思つておりますし、保育従事者に対するさまざまな研修を国も都道府県もあるいは保育者の団体もやっておりますから、そういう中でこの問題は徹底してまいりたいというふうに思つております。

○水島委員 本当にこの問題は、まずそのような死亡状況をつくらないようにするために指導を徹底していくことも必要ですし、また、実際

に不幸な事件が起こったときに現場をきちんと見ておいて確認するということが必要です。しかし、何といましても、先ほど申しましたように、突然死というのはすべて異状死体として警察が介入してくる必要があるはずでございますので、そのあたりの指導をさらに徹底していただきたいと思つております。

くれぐれも本当に、子供を失つた、もうそれだけでも親の悲しみというものは大変大きいものでござりますけれども、失つた側に自分たちに過失がなかつたことを立証する責任を押しつけたりしないよう、本当に施設側が、例えば自分たちに責任がなかつたことを主張するのであれば自分たちできちんとそれを証明していく様子に、そういうふうに指導していくいたかないと、施設側がきちんとその状況を保存しておいたりですか、必要な情報を提供したりですか、そういうことをしなくなつてしまつてはいかとも思いますので、ぜひこの点は、医学的な問題も含め、また法律の問題も含めまして、きちんと御指導をいただきたいと思っております。

さて、残りの時間でまたお伺いしたいんですが、仕事と家庭の両立を考える上で忘れてはならないのが障害児保育でございます。障害児を持つ親、特に母親にとりましては、仕事との両立どころではないというのがまだまだ大部分の現状です。今回のこの委員会の質疑の中でも、もちろん、法案上にそれが盛り込まれていなかつたのもあるんですけども、この障害児保育という観点からの御質問も今のところなかつたと理解しておりますし、それほどある意味では忘れられている領域ではないかと思ひます。

その中でも、特に立ちおくれてきた障害児の学童保育については、本年度から障害児受け入れ促進試行事業が開始されております。まず、現時点での感触はいかがかということと、また、来年度予算に向けてどのように評価検討されているかということをお答えいただきたいと思います。

○岩田政府参考人 放課後児童健全育成事業、放

課後児童クラブを実施している事業でございますが、ここで障害児の受け入れを促進したいというところで、今年度から初めてでございますけれども、障害児を受け入れていただいた場合の補助金の加算ということをやつております。その中で、現在、放課後児童クラブにおける障害児の受け入れの実態の把握を進めているところでございます。

そういう状況でございますので、障害児加算については十四年度予算要求は十三年度と同額で要求しておりますけれども、十三年度の事業の実績、実施状況なども見まして、将来的にはまた対応すべきことがあればこれはぜひ前向きに検討してまいりたいというふうに思つております。

あわせて、本年度、児童環境づくり等総合調査研究事業という調査研究事業の枠組みがあるんですけれども、その中で、放課後児童クラブにおける障害児受け入れに関する調査研究という特別のテーマで研究を実施していただいております。その研究会からの提言も受け、障害児を放課後児童クラブにもつと受け入れを促進できるように努力をしてまいりたいと思います。

○水島委員 来年度の要求が本年度と同じというものが、私の聞き違いでなければそうお答えになつたと思うんですけども、そもそも本年度の予算というのは、一クラブ当たり年額七十一万円を計算ということになつておりますて、これを単に人件費に換算してまいりますと、本当に、学生アルバイトも雇えないのではないかという金額でございます。

こんなことで何ができるのかというのが現場から声が上がりておりますて、それでも、ことしはあくまでも試行事業であるから来年度に希望をつなごうということで、ことし一年しのいきついるわけでございますけれども、そのような中で来年度も同額ということになりますと、本当に、今までいろいろな努力をされている方たちがどれほど失望されるかということを考えますと、それは想像に余りあるものがございます。

○水島委員 母子家庭の就労支援などしていただ

ぜひ早急に御検討をいただきまして、来年度の予算が今年度と同額ということのないようになりますが、もとと本当に、実際に障害児を受け入れやすくなるような予算をきちんと確保していただくことが必要だと思いますので、ぜひ、くれぐれも前向きに御検討いただけますようにお願い申し上げます。

その問題を考える上で重要なありますけれども、例えば母子家庭で子供が障害児の場合にどの程度が生活保護世帯となつているか、そのようなデータを厚生労働省では把握していらっしゃるでしょうか。

○岩田政府参考人 先生が今お尋ねになりますた、母子家庭であり、障害児の子供を抱え、そして生活保護を受けている、この三つの条件に合う人たちがどのくらいいるかという、そのものをどうらえる統計はございません。

そういうことで、断片的な情報かとも思いますけれども、一つ御紹介したいと思いますのは、障害児を抱える母子家庭につきましては、通常の母子家庭と子供が十八歳になつた年度末まで児童扶養手当が支給されているわけでございます。

○水島委員 今実数でお答えいただいておりますけれども、結局のところ、母子家庭で子供が障害児の場合、どの程度の割合が生活保護世帯となるを得ないかということは把握されていないとおもふふうに了解いたしましたけれども、実際にはかなり多くいらっしゃると思います。幾ら児童扶養手当がもらえて、実際に保育が整つていいわけですから、生活保護世帯となつてしまつている例でも私の知る限りでもかなりございます。

ですから、ぜひ、その実態を把握していただきたい上です。早急に障害児保育を進めさせていただけますので、親が就労するということが現実的に不可能に近くなつてしまつます。ぜひ、くれぐれも早急に整備を進めていただきたいと思います。

その際には、ぜひ学童保育も含めていただきたいと、養護学校というのではなくなり早い時間に終わつてしまつますので、親が就労するということが現実的に不可能に近くなつてしまつます。ぜひ、くれぐれも早急に整備を進めていただきたいと思います。

その児童扶養手当でございますけれども、先日の新聞報道によりますと、来年度より児童扶養手当の削減が検討されているということでございますけれども、これは本当でしょうか。

○岩田政府参考人 児童扶養手当のあり方につきましては、福祉から自立支援という大きな方向で転換させるべき今内部の検討を進めております。そのための削減が検討されています。

○水島委員 今実数でお答えいただいておりますけれども、これは本当でしょうか。

○岩田政府参考人 児童扶養手当のあり方につきましては、福祉から自立支援という大きな方向で転換させるべき今内部の検討を進めております。そうすることによって、平成十一年三月三十一日現在の数値でございますけれども、十八歳を超えて二十になるまでの障害児でそのお母さんが児童扶養手当を支給されている、その人数はわかります。そうすることによって、平成十一年三月三十一日現在の数値でございますけれども、十八歳を超えて二十になるまでの障害児でそのお母さんが児童扶養手当を支給されている、その人数はわかります。

また、特別児童扶養手当という制度がござります。これは、精神や身体に障害のある二十歳未満の児童を養育するもの、これは母子家庭も含まれますし、父子家庭も含まれます。その場合に特別児童扶養手当が支給されておりますけれども、その対象児童数は、平成十二年三月三十一日現在で九千四百八十二人でございます。

○水島委員 母子家庭の就労支援などしていただくのは大変結構なことでございますけれども、く

れぐれも、初めに児童扶養手当の削減ありきといふ議論だけはしないでいただきたいと思います。これは就労支援という観点に逆行するものでございまして、今、多くの母子家庭では、この児童扶養手当と勤労収入と合わせてどうにか生活しているのが現状でございまして、これがカットされてしまうと生活保護世帯にならざるを得ないわけでございます。そうなりますと、私は、結果として国庫負担もふえていくと思いますし、財政が苦しいからといって児童扶養手当を削減するということは間違った政策誘導であると私は思います。

そういう実態を本当によくよく把握された上で、この母子家庭の就労支援問題を考えていたときいたと思いますし、絶対に、本当に社会的な弱者でございましてこの母子家庭を直撃するような児童扶養手当の削減というものを、削減のための議論ということをしないでいただけますように心よりお願いを申し上げておきたいと思います。

本日、保育を含めましていろいろな領域で質問をさせていただきましたけれども、少子化が進む中、子供の数も少なければ身近な大人の数も少ないという環境のもと、親も子も硬直した閉塞的な親子関係に陥りがちとなっております。従来からの保育に欠ける子供たちのための施策という考え方を脱して、少子化時代の子供たちの居場所としての保育を積極的に考えるべきだと思います。私たちも引き続き、よりよい保育のあり方を検討してまいりたいと思っておりますので、大臣の御協力をお願い申し上げたいと思います。

最後に一言、今後の保育政策の方向性というのも含めまして、今の少子化時代、すべての子供たちのための保育ということで、大臣の決意表明を一言だけお伺いして、質問を終わらせていただきたいと思います。

○坂口国務大臣 今すつと委員の御主張を聞かせていただきおりまして、我々が今一番注意をしなければならないのは、待機児童ゼロ作戦を展開いたしておりますけれども、この待機児童ゼロ作

う議論だけはしないでいただきたいと思います。これは就労支援という観点に逆行するものでございまして、今、多くの母子家庭では、この児童扶養手当と勤労収入と合わせてどうにか生活しているのが現状でございまして、これがカットされてしまうと生活保護世帯にならざるを得ないわけでございます。そうなりますと、私は、結果として国庫負担もふえていくと思いますし、財政が苦しいからといって児童扶養手当を削減するということは間違った政策誘導であると私は思います。

そういう実態を本当によくよく把握された上で、この母子家庭の就労支援問題を考えていたときいたと思いますし、絶対に、本当に社会的な弱者でございましてこの母子家庭を直撃するような児童扶養手当の削減というものを、削減のための議論ということをしないでいただけますように心よりお願いを申し上げておきたいと思います。

○水島委員 ありがとうございます。

○鈴木委員長 次に、山花郁夫君。

○山花委員 民主党の山花郁夫でございます。育儿・介護休業法について、政府案に対して御質問を申し上げます。

本日午前中、参考人の質疑が行われまして、秋元参考人から、一番最後、時間がないんだけど

も一言申したいということで、この育儿・介護休業法にせよ、産めよふやせよというような話になつてはこれはちょっと違うのじやないかというお話をございました。私も、そのとおりだと思いま

す。

先ほど委員の方から、少子化対策という観点から、少子化対策がございました。結果として少子化対策になることはあるのかもしれませんけれども、私なんかの世代でも、割と年配の世代の方から、子供ができる初めて一人前だというようなお話を賜ることがございました。

そこで、八七年の労働基準法改正によりまして、かねてより取得率が低いということで、労使協定による年休の計画的付与というものが認められようになりました。これによりますと、労基法の三十九条の五項にあるのですけれども、五日間を残して、年休日(うち五日)を超える部分については計画年休の対象となつて、例えばの話、お

正月のところで、労使協定で三日までじゃなくて七日まで、松の内は休むということにしましようとか、お盆のときに少しお盆休みを長くしまようということが、幾つかパターンがありますけれども、そういうこともできるようになつたわけでもあります。

これでもまだ取得率が半分にいかないぐらいになつてはいるという一方で、これを裏から見ますと、五日間というのは留保されていますけれども、そういう形でいっぱい労使協定で決

めてしまつたときには、個人の労働者が持つていう有給休暇というのではなく、五日しかないのであります。

要は、日本の社会が家族に対するという立場であります。ただ、よく議論に登場する立場であります。一方で、働きたい子供もつくりたいしという方たちの障害となることがあります。これはいけないことなんだと思います。

それで、厚生労働大臣、さきの金曜日にも、いろいろと資料を御紹介する中で、子供の看護休暇が請求権として規定されるべきであると考へているわけではありますから、改めて強く、看護休暇の必要性を申します。

さきの委員会の審議において、また、本日も参考人の質問で共産党の木島委員が御質問されておりましたけれども、そもそも、年次有給休暇の取得率が低過ぎるのではないかといったような議論がござります。

ところで、八七年の労働基準法改正によりまして、かねてより取得率が低いということで、労使協定による年休の計画的付与というものが認められるようになりました。これによりますと、労基法の三十九条の五項にあるのですけれども、五日間を残して、年休日(うち五日)を超える部分については計画年休の対象となつて、例えばの話、お

正月のところで、労使協定で三日までじゃなくて七日まで、松の内は休むということにしましようとか、お盆のときに少しお盆休みを長くしまようということが、幾つかパターンがありますけれども、そういうこともできるようになつたわけでもあります。

これでもまだ取得率が半分にいかないぐらいになつてはいるという一方で、これを裏から見ますと、五日間というのは留保されていますけれども、そういう形でいっぱい労使協定で決

めてしまつたときには、個人の労働者が持つていう有給休暇というのではなく、五日しかないのであります。

要は、日本の社会が家族に対する立場であります。ただ、よく議論に登場する立場であります。一方で、働きたい子供もつくりたいしという方たちの障害となることがあります。これはいけないことなんだと思います。

そこで、今回の政府案では努力義務とされております看護休暇について、私どもは直ちに請求権として規定すべきであると考えているわけではございませんけれども、厚生労働大臣も本来であれば請求権で立派な立場であります。ただ、よく議論に登場する立場であります。一方で、働きたい子供もつくりたいしという方たちの障害となることがあります。これはいけないことなんだと思います。

その上で、今回の政府案では努力義務とされております看護休暇について、私どもは直ちに請求権として規定すべきであると考えているわけではございませんけれども、厚生労働大臣も本来であれば請求権で立派な立場であります。ただ、よく議論に登場する立場であります。一方で、働きたい子供もつくりたいしという方たちの障害となることがあります。これはいけないことなんだと思います。

田委員の御質問の際にも御発言があつたかと思ひます。本来であれば、この努力義務ということで

平成十三年十月三十一日

とどまつてしまつて、そのまま企業に対しても努力してくださいねということで終わつていとは私は思わないのですけれども、この点の御認識をお聞かせ願えればと思います。

○坂口國務大臣 初めにお話がございましたお結婚するしない、あるいはまた子供をつくるつくらないというのには、これは個人の自由にかかる話でございまして、政治がかかわる話ではないといふうに私も思つております。ただ、子供が欲しいんだけれども、子供をもつと育てたいんでそれができるないといふうに御指摘をいただければ、これは政治の責任になつてくるわけでございますので、そこは私たちも明確に分けながら考えていかなければならぬと思つておる次第でございます。

そこで、この請求権化のお話でございますけれども、これは将来的には子の看護休暇を請求権といふふうにすることが望ましいと私も思つておるわけでありまして、これはもう委員と同じ思いをいたしておるわけでございますが、しかしながら一度にそこまではいられない。それは、先ほど中企業の皆さんのお話を出ましたたが、確かに大きい企業も中小企業も、そこに働く皆さんの方の側からすればそれは同じことになるわけでござりますが、経営者という立場から見ましたときに、中小企業の経営者の場合に、一遍にそこまでいくためには態勢をいろいろと整えていかなければなりません。だからこそ、どうした時期も私は存在するといふうに思つております。

O 山花委員 中小企業の経営の圧迫という観点も

あります。ただ、子供をもつと育てたいんでそれができるないといふうに私も思つております。ただ、子供をもつと育てたいんでそれができるないといふうに私も思つております。ただ、子供をもつと育てたいんでそれができるないといふうに私も思つております。

○坂口國務大臣 初めにお話がございましたお結婚するしない、あるいはまた子供をつくるつくらないというのには、これは個人の自由にかかる話でございまして、政治がかかわる話ではないといふうに私も思つております。ただ、子供が欲しいんだけれども、子供をもつと育てたいんでそれができるないといふうに私も思つております。ただ、子供をもつと育てたいんでそれができるないといふうに私も思つておる次第でござります。

確かに理解はいたしますが、ただ、そのニーズのところとのバランスのとり方として、努力義務とそういう形でやるもの一つの方策かと思いませんが、看護休暇という形ではなくて看護休業という形で、つまり無給でも休ませてほしいというニーズがあるわけですから、そういう方策もあるうかといふのが私どもの考え方なんですが、さはさりといつまり無給でも休ませてほしいというニーズがあるわけですから、そういう方策もあるうかといふのが私どもの考え方なんですが、さはさりといつまり無給でも休ませてほしいというニーズがあるわけですから、今後とも御努力いただきたいといふお話をございますから、今後とも御努力いただきたいことを強く要請申し上げまして、次の質問に移りたいと思います。

時間外労働の制限の対象ということについてでございます。時間外労働をしないように請求できる労働者というのが、政府案では、勤続一年以上が勤続要件として、有休を与えるよう伺つておる次第でござります。

これも過日、金曜日に少し質問をいたしましたけれども、もう少し言えば、そのときにも指摘をさせていただきましたが、現行の年次有給休暇というのも、九三年のときの労働基準法の改正によりまして、その勤続要件、勤続勤務要件が一年かかります。ただし、勤続労働が二年未満でございまして、その勤続要件が一年かかる半年、六ヶ月に短縮されたという経緯がござります。ただ、そのときはILOの条約などもございまして、年間千八百時間を目標とするというようないままで、労働時間短縮という流れの中で一年から六ヶ月に短縮されたというような経緯であつたようですが、勤続要件の短縮を考えてもよいのではないかと想つております。

O 岩田政府参考人 時間外労働の制限の制度は、深夜業の制限の制度と同様に、勤続一年未満の労働者を対象から除外することといたしておりますけれども、これは、時間外労働の免除申請をできることになつておるわけですが、この点いかがでござりますが。

ただ、多少理屈が立ち過ぎるかもしませんが、六ヶ月で十労働日休める、つまり六ヶ月勤続した人に対しては十日間の有給休暇が与えられることがあります。ただし、そのときにはILOの条約などもございまして、年間千八百時間を目標とするといふようにも、育児休業制度、介護休業制度の権利発達ましては、時間外労働、深夜業の制限の制度以外にも、育児休業制度、介護休業制度の権利発達しまして、以下のようなことをいたします。

○山花委員 ゼヒ前向きに検討をしていただきたいと思います。

時間外労働のこととは今度は話が変わりますのでありますし、また、全日休業するのではなくて、一応フルタイム働いた上で、ただ残業は

ちょっとと勘弁してほしいという話でござります。そういうあるとすると、有休が六ヶ月であることにとのバランスからいっても、私どもは勤続要件に勤務時間の短縮等の措置に係る事業主の義務の対象となる子供の年齢を、一歳未満から三歳未満までという形で引き上げられております。ただ、三歳から小学校就学までの期間となりますと、育児休業制度に準ずる措置、勤務時間の短縮の効果義務、効力義務という形になつてまいります。三歳までが義務で、三歳から小学校就学までが効率義務といふ形になつておられます。こういったことからいたしまして、少なく、政府案、今もう現に提出されている効率義務、効率義務といふ形になつておられます。効率義務としては、政府としてもこの効率義務の短縮を考えてもよいのではないかと想つております。三歳までが義務で、三歳から小学校就学までが効率義務といふ形になつておられます。こういったことからいたしまして、その効率義務、効率義務といふ形になつておられます。こういったことからいたしまして、その効率義務、効率義務といふ形になつておられます。

○岩田政府参考人 時間外労働の制度は、勤続一年未満の労働者を対象から除外することといたしておきますと、政府としては一貫しておられます。ただし、そのときにはILOの条約などもございまして、年間千八百時間を目標とするといふようにも、育児休業制度、介護休業制度の権利発達しまして、時間外労働の免除申請をできる期間が、子供が就学するまでと、五年、六年、相当長期にわたるというようなこともありますので、事業主の負担との均衡も考慮いたしました。ただし、このメニューの中で、特に勤務時間の短縮等の措置を希望するケースというのは、家に早く帰つて子供に食事をつくつてあげたいと勤したいんだといつたようなニーズがあるのではなかろうかと思っております。

さきの委員会の審議の中でも、子供に手のかかる時間の減少ということにかんがみという御答弁がございました。佐藤公治委員からもいろいろ御議論がございましたけれども、つまり、小学校に入学すれば、小学生からは義務教育ですから、学校に行っている時間については、親の側の認識としても子供に手をかけている時間からカットされると考えます。

ただ、ゼロ歳から三歳ぐらいいまでは大変育児にかかる時間が多いけれども、三歳から少しづつまた減っていくのだという、確かに数字を見るとそつかのメニューがあつて、それを選択できるといふシステムを取り入れられるようになります。が、この場合の子供の年齢について、厚生労働大臣、ちょっとお伺いをしたいと思います。

今回の政府案によりますと、二二三条によつて、勤務時間の短縮等の措置に係る事業主の義務の対象となる子供の年齢を、一歳未満から三歳未満までという形で引き上げられております。ただ、三歳から小学校就学までの期間となりますと、育児休業制度に準ずる措置、勤務時間の短縮の効果義務、効力義務といふ形になつてまいります。三歳までが義務で、三歳から小学校就学までが効率義務といふ形になつておられます。こういったことからいたしまして、少なく、政府案、今もう現に提出されている効率義務、効率義務といふ形になつておられます。効率義務としては、政府としてもこの効率義務の短縮を考えてもよいのではないかと想つております。三歳までが義務で、三歳から小学校就学までが効率義務といふ形になつておられます。こういったことからいたしまして、その効率義務、効率義務といふ形になつておられます。こういったことからいたしまして、その効率義務、効率義務といふ形になつておられます。

○山花委員 ゼヒ前向きに検討をしていただきたいと思います。

時間外労働のこととは今度は話が変わりますのでありますし、また、全日休業するのではなくて、一応フルタイム働いた上で、ただ残業は